

第 2 2 回太田市景観審議会会議録

開催日時	令和 3 年 1 0 月 2 0 日 (水) 1 : 3 0
開催場所	太田市役所 1 0 階 1 0 A 会議室
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増山正明委員 ・ 渡邊美樹委員 ・ 柳澤美樹委員 ・ 若林宏宗委員 ・ 鈴木浩和委員 ・ 松浪康行委員 ・ 西村豊委員 ・ 茂木一博委員 ・ 相場眞江委員 ・ 間々田尚広委員 ・ 丸橋康美委員 ・ 山本孝一委員
事務局	(都市計画課) 齋藤部長、田村副部長、富岡課長、久保係長、町田主任、糸井主事、澁澤主事
事務局 (久保係長)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、第 2 2 回太田市景観審議会にご出席くださいまして、ありがとうございます。</p> <p>最初に、太田市観光物産協会からの推薦委員が変更になりましたので改めてご紹介いたします。議席番号 5 番、鈴木浩和委員です。観光物産協会では副会長をなさっておられます。どうぞよろしくお願い申し上げます。鈴木委員の部会の所属につきましては前任の権田委員からの引き続きということですので、表彰等評価部会をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、開会に先立ちまして、都市政策部 齋藤部長よりご挨拶申し上げます。</p>
事務局 (齋藤部長)	<p>皆さん、こんにちは。都市政策部長の齋藤でございます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。開催にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>先ず、本年 5 月に行われた第 2 1 回景観審議会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、群馬県全域でまん延防止等重点措置の適用となったことから、感染拡大のリスクを踏まえ、書面開催といたしました。議案に対し、委員の皆さまには貴重なご意見をいただいたことについてお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日は景観審議会において、議案の審議をいただいたのち、表彰部会員の皆さまには、景観賞表彰について別途部会が開催されます。長時間のご審議となりますが、積極的なご意見をお願いできればと思います。</p> <p>終わりに、市の良好な景観を保全し、未来に引き継ぐため、委員の皆さんや、市民・事業者等のご協力をいただきながら景観づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご指導、ご協力くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>本日は誠にありがとうございます。</p>
事務局 (久保係長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、本年度の事務局体制につきまして、改めて紹介をさせていただきます。</p> <p>都市政策部 都市建設担当 田村副部長です。</p> <p>都市計画課 富岡課長です。</p> <p>都市計画課 景観係 町田主任です。</p> <p>同じく景観係 糸井主事です。</p> <p>同じく景観係 澁澤主事です。</p> <p>私は、本日の進行を務めます、景観係 係長の久保です。よろしくお願いいたします。</p>

	<p>なお、本日の追加資料と事前に郵送させていただきました議案書は、ございますでしょうか。いずれも、何部かご用意いたしておりますので、お申し付けください。</p>
事務局 (久保係長)	<p>(1 開会)</p> <p>只今より、第22回太田市景観審議会を開会いたします。</p> <p>本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日は15名の委員のうち12名の方がご出席いただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させていただきます。</p>
事務局 (久保係長)	<p>(2 会長挨拶)</p> <p>ここで太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
増山会長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中、ご都合をつけていただきありがとうございます。今回は第22回の景観審議会となりますが、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆さまには、昨年10月から、新体制での景観審議会を発足させていただいてから、審議会としては、書面も含め3回目の開催ということで、大変ご協力をいただきました。改めてお礼を申し上げます。</p> <p>本日の審議会では、協議事項が1つと報告事項が3つあります。</p> <p>まずは、景観形成重点地区等の指定に向けた素案について、ご協議いただきます。報告事項についてですが、まずは、今年度の第11回太田市景観賞の応募結果について報告がございます。それと過去の太田市景観賞の受賞作品について報告がございます。そして、群馬県歩道橋ネーミングライツスポンサー募集への対応について報告があります。</p> <p>委員の皆さまからの積極的かつ建設的なご意見と、議事のスムーズな運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、ご挨拶いたします。本日もどうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (久保係長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景観条例施行規則第37条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。</p> <p>増山会長よろしくお願いいたします。</p>
増山議長	<p>それでは、ご指名ということでございましたので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行したいと思いますので、ご了承頂ければと思います。</p>
増山議長	<p>(3 会期の決定)</p> <p>日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>本会議の会期は、本日一日と致したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。</p>

	<p>(4 会議録署名委員の指名)</p> <p>次に日程第4、会議録署名委員2名をご指名申し上げます。 議席番号 10番 茂木 一博 委員 議席番号 14番 丸橋 康美 委員 をご指名申し上げます。 よろしく願いいたします。</p>
増山議長	<p>(傍聴人の申し出の確認)</p> <p>本日傍聴希望者は、いらっしゃいますか。</p>
事務局 (久保係長)	<p>いません。</p>
増山議長	<p>(5 議 事)</p> <p>それでは、日程第5、議事に入りたいと思います。 報告第1号について、事務局より説明をいたします。</p>
事務局 (澁澤主事)	<p>それでは、報告第1号「第11回太田市景観賞応募結果」について、説明をさせていただきます。8ページの一覧表をご覧ください。</p> <p>8月2日から9月30日まで2ヶ月間の公募を実施したところ、10件の応募をいただきました。 内訳としましては建築物に関するものが3件、景観づくり活動が3件、その他が3件、屋外広告物が1件です。詳細は、お配りしている青色のファイルの資料をご覧ください。</p> <p>審査についての詳細は、審議会終了後に開催される表彰等評価部会でご案内予定ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、前年と大きく変更した点が、2点ございます。 まず1点目、審査者についてですが、本年は表彰等評価部会の9名のみとします。前年までは、表彰等評価部会会員以外の景観審議会委員も、アドバイザーとして現地審査に参加し、会議での発言も可能でしたが、本年は、表彰等評価部会員の9名のみでの審査部会の開催となりますので、ご承知おきください。 2点目、現地審査についてですが、本年は皆様集まっての現地審査は行わず、原則、書面審査とさせていただきます。現地審査が必要と思われる場合は、各自で足を運んでいただくこととなります。その後、11月9日実施予定の表彰等評価部会にて協議を行い、各賞の決定とします。</p> <p>以上が報告第1号、「第11回太田市景観賞応募結果」となります。 よろしく願い致します。</p>
増山議長	<p>只今、報告第1号について、事務局より説明がありました。只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
山本委員	<p>前は表彰担当以外の委員も参加できたのですが、今年はダメということですか。</p>
事務局 (澁澤主事)	<p>そうですね。もう一度集まっていただく際に、なるべく感染対策として人数を限定するというような観点から、表彰部会員のみという形とさせていただきます。</p>
西村委員	<p>現地審査を個人でやりたいというときは、勝手に行ってよろしいでしょうか。期間内だったら。</p>
事務局 (澁澤主事)	<p>そうですね。表彰部会の方でしたら、個人で行っていただきます。詳細については、表彰部会でご説明しますので、よろしく願いします。</p>

増山議長	ちゃんと言っておかないといけないですね。
事務局 (澁澤主事)	応募者にはすでにご案内済みです。
増山議長	他にご質問ありますか。詳しくは表彰部会の方ですね。よろしいでしょうか。 他にご意見もないようですので、お諮り致します。報告第1号について、承認することにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	「異議なし」と認めます。よって、報告第1号については、承認されました。 次に、報告第2号について、事務局より説明をいたします。
事務局 (澁澤主事)	それでは、報告第2号「太田市景観賞受賞作品について」をご説明します。議案書の9ページ、参考資料の5ページ・6ページをご覧ください。 まず、1の概要についてですが、太田市景観賞で「賞」受賞の、受賞者に、受賞者としてふさわしくない行為が発覚したものです。詳細については、参考資料5ページの記事をご確認ください。 市の対応としては、受賞者を識別できるような情報を削除いたしました。なお、あくまで作品へ対する賞であり、個人を表彰するものではないため、賞の取り消し等の対応は行わない予定です。 参考資料として、表彰要綱の抜粋も添付しましたのでご確認ください。 以上が報告第2号、「太田市景観賞受賞作品について」となります。よろしくお願ひ致します。
増山議長	只今、報告第2号について事務局より説明がありました。只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。
丸橋委員	はい。ここで賞の取り消しを行いませんと、一応書かれてますけども。そこら辺は取り消してもいいんじゃないかなという気がするんですけど。それでは行き過ぎになっちゃうんですかね。
事務局 (久保係長)	そうですね。今回、個人の方がこういったことを起こしてしまったということなんですけども、この作品に携わってくれた関係者、大勢いらっしゃる中で、その賞を取り消すということになりますと、そのすべてを否定するものという考え方になってしまうかなというのが、1点。それとですね、あくまで作品に対して皆さんがその作品を見て、これはいいものだということで賞を与えたものですので、個人に対して賞を取り消すかどうかということではなく、いい作品だから景観賞になったという観点から、賞の取り消しを行わないという判断をさせていただいたところです。
丸橋委員	そこら辺はわかるんですけど、あくまでも人がやったものなので、その人に問題があったら、全部取り消すという考え方もあるのではないのでしょうか。
事務局 (久保係長)	そうですね、例えば、その方だけですべて作り上げたものとかであれば、そういったことも考えられるのかなと思うのですが。設計で携わった人、建築で携わった人、色々な関係者がいらっしゃいます。そういった中で、すべて賞を取り止めにするというのは、ちょっと違うんじゃないかなというようなことが事務局の考え方で。取り消しを行わないという判断をさせていただいたところです。
若林委員	その盾と賞状がございますね。盾にも名前が入ってるんですか。

増山議長	そうですね。入っていますね。
若林委員	<p>今の係長の説明もわからなくはないのですが、やっぱりちょっと問題がありますよね。こういう場合はやっぱり代表者となると、大変だからというので代表者のやったことがチャラになるというのは少ないと思うんですよ。やっぱり代表者がやるともう全部、全部っていうか、関係者だったり、真面目な人がいても、やっぱり取り消しになるのが多いんじゃないかと思えますね。特に代表者ですからね。</p> <p>この名前が入ってるのが、そのままあるというのは、私は景観賞一生懸命審査して、現地見て、これじゃあちょっと、それで表彰状と盾が残るのではちょっとねえ。私は率直な意見を言わせてもらおうと、やっぱり取り消して、表彰状盾の返還をしてもらいたいですね。じゃないとこの賞の価値が。</p>
相場委員	私も取り消しに賛成です。
事務局 (久保係長)	<p>一応今回報告事項とさせていただきますのが、取り消すかどうかというのは太田市長が決めます。太田市長が取り消した場合に、この賞状と盾を返還するかどうかを審議会が決めるという内容になってます。ですので今回太田市としては、取り消さないという報告とさせていただきます。</p> <p>色々な想いであったり考えがあるかと思うのですが、これがみんな同じ方向に向くというのはなかなか難しいかなと思えますので、こういった報告にさせていただければと思います。</p>
増山議長	審議会の中で、そういうご意見が多々あったということは、一応、付記していただければと思います。
柳澤委員	万が一、今後こういうことがあった場合は、審議委員会で諮るということは事前にはないのでしょうか。やはり市長の一存というか、最初に決めて、報告事項ということでこちらに上がってくるのでしょうか。
事務局 (久保係長)	そうですね。今回太田市の表彰要綱というルールの中で判断させていただいておりますので、この要綱を変えるとか、そういったことが必要になってくるかなというふうに思います。
増山議長	人間の取り組んだものに対して表彰というと、ずばりなるけど、相手が建物ということなので、建物は悪さしないですからね。今回、設計者も施工業者も、その他の人は表彰になってないんですよ。
事務局 (久保係長)	そうですね。表彰式には関係者として出席されてますが。
増山議長	表彰状をもらっていないですよ。
事務局 (澁澤主事)	お渡ししてないです。
増山議長	この人1人で1つしかないんですよ。
事務局 (澁澤主事)	はい。
若林委員	ちょっとよろしいですか。要綱の、市長が決めるという、これはどのような決まりなんですか。審議会の諮問を受けるなんていうのはないのですか。
事務局 (久保係長)	はい。お手元の資料に記載の通りが今の決まりという形になっておりますので、皆さんにいただいた意見の中で、必要であれば、見直しが必要になってくるかなというふうに思いますけども、こういったことが多々あるものでもないと思えますし、特別な例といいますか、こういったことがあったということを皆様にお知らせしておいたほうが良いということで今回報告させていただいております。

事務局 (富岡課長)	<p>よろしいでしょうか。賞を取り消す一つの考え方として、やっぱり建物でもありますので、例えば違法建築物ですとか、植栽をですね、どこから黙ってとってきたものを植えているとか、そういうものが発覚されれば、それは当然対象となると思うんですけども、今回のような事例というのは、ちょっと我々としても、建物と分けたような形でですね、考えさせていただいたというところがございます。</p> <p>ただ、委員の皆様のご意見というのは、我々の方もこれから次ですね、参考にさせていただくとても貴重なご意見いただきましたので、今後また、こういうことはないほうがいいですけども、またその時にはですね、皆様にご意見をいただいた中で、やっていけたらいいなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
茂木委員	<p>私としては個人的には、市長の判断は正しいのかなと思っていました。</p> <p>一つはやっぱり景観賞と、この景観というものに対する表彰ですので、これが、市民功労賞とかだと絶対取り消しになると思うんですけど。景観賞という観点からすると、名前はもう基本的には、抹消しますよというのを前提に、賞の取り消しまではしないっていうのも、景観賞という本来の趣旨からすると適切なのかなと思います。</p>
若林委員	<p>団体を表彰する場合がありますよね。あの場合はどうするんでしょうか。活動ですとか、その場合は人間そのものですよね。</p>
事務局 (富岡課長)	<p>そうですね。その場合はまたちょっとご相談させていただくことになると思いますけども、人が対象になってますので、可能性とすると、取り消す可能性というのが十分考えられますね。</p>
渡邊委員	<p>建築なんかでも、建築として受賞したもので後から訴訟が起こったりそういうのはありますので、設計の都合で訴えられたりとかそういうのは、審査はその時の審査ですので。10年前ぐらいだったら、そこまでさかのぼって、取り上げたりはしてないと思いますので。今後は、こういうことがないように、祈ります。</p>
増山議長	<p>他にはいかがでしょうか。</p> <p>他にご意見もないようですので、お諮りいたします。報告第2号について、承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
増山議長	<p>「異議なし」と認めます。よって、報告第2号については、承認されました。</p> <p>次に、報告第3号について、事務局より説明をいたします。</p>
事務局 (糸井)	<p>それでは、報告第3号「群馬県歩道橋ネーミングライツスポンサー募集への対応について」をご説明します。議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>まず、ネーミングライツという言葉ですが「命名権」という意味になります。県内の施設で言うと、群馬県民会館は「ベイシア文化ホール」、グリーンドーム前橋は「ヤマダグリーンドーム前橋」という様に民間企業に公共施設の命名権を買ってもらい、そのお金を施設の維持管理などに充てることで、自治体の財政負担を軽減する事業です。企業側も宣伝や企業イメージの向上などの効果を期待しているものと思います。</p> <p>1の概要に書いてあるように、今回は群馬県が管理する歩道橋の維持管理のため、歩道橋名称について、スポンサー募集がされました。</p>

県の道路管理課が定めた募集要項の中で、表示方法などが定められています。その中で「独自の屋外広告物条例を定めている市内において、市が表示できないと判断したデザインは認められない」ことが明記されています。

今回太田市内の歩道橋について富士スバル株式会社から応募があったということで、今年8月に県から相談があり、太田市の判断を求められました。

そこで2の太田市屋外広告物条例上の取り扱いについて説明します。

まず条例の（禁止物件）の項目です。ネーミングライツに限らず、市内で広告物を表示する場合は、屋外広告物条例に基づく申請を審査し許可しているところですが、歩道橋を含む橋りょうは、広告物を表示してはならない「禁止物件」に指定されています。

ただし、（適用除外等）の項目で、国や地方公共団体が公共的目的で表示する広告は禁止物件にも表示することができるとしています。

そのためネーミングライツの導入により、歩道橋の愛称として施設名称が変更された場合、その愛称の表示については、「公共的目的」として扱い、禁止物件にも掲出できるものとして運用することとしました。

しかし、県が管理する公共施設の名称とはいえ、スポンサー企業の名前が目立ったり、明らかな宣伝目的の表現など、公共的と言えないケースが生じる可能性があるため、太田市のルールとして、歩道橋ネーミングライツの取扱いを定めました。

太田市の取り扱いの説明に行く前に、3の他市の取り扱いの現状を、説明します。歩道橋については県内で前例がないのですが、公共施設のネーミングライツを導入している前橋市と桐生市の屋外広告物担当部署へ確認したところ、どちらも施設名称として、企業の商標等の表示を認めており、特に前橋市はどこまで施設名称として認めるかの判断基準を定めて運用していました。なお、公共施設を禁止物件から外すような条例改正はしていません。

次の11ページに太田市で定めた歩道橋ネーミングライツの取扱いを掲載しています。

施設名称の捉え方の表をご覧ください。上の例のように、企業名、企業ロゴ等を含むもので、大きさが揃っている場合に、その全部を施設名称と捉え、禁止物件への掲出を認めます。

下の例のように、ロゴや企業名などが大きかったり、数が多かったりと目立たせているものは、施設名称として認めません。

また、色彩については、県の募集要項では2色までとしています。単色を基本とし、地色は歩道橋と同じ色にするように求めることとしました。これは、群馬県都市計画課が作成した、ぐんまの景観を魅せる公共サインガイドラインの「景観に配慮した色彩を選定する」という項目の内容を参考にしています。ただし、登録商標についてはこの限りではない。ということで、デザインされたロゴの本来の色を変えることまでは求めないこととしました。

	<p>届け出方法は、施設所管部署より屋外広告物等表示届出書を提出いただきます。これは通常の公共施設に公共的目的の広告物を表示するときと同じ手続きです。</p> <p>さらに今回は禁止物件に掲出する目的と理由を示した理由書を添付してもらい、公共的目的であることを確認することとしました。以上が今回定めた取り扱いの内容です。</p> <p>参考として 12 ページには、群馬県から共有された富士スバル株式会社の工事計画書をつけています。群馬県の募集要項の基準に加えて、太田市の歩道橋ネーミングライツの取り扱いの内容を踏まえて修正されてこの形になっています。</p> <p>募集要項では 1 文字あたりの大きさが 30 cm 角までとしており、今回の計画ではサイズが 26 センチ四方なので適合しています。</p> <p>なお、群馬県の技術基準では、歩道橋の文字の大きさは 20 センチとしているのですが、今回のネーミングライツによる表示においては、この基準を逸脱していても問題ないという回答を群馬県道路管理課より得ています。</p> <p>別冊の参考資料の 7 ページ以降に、ネーミングライツの募集要項と、ぐんまの景観を魅せる公共サインガイドラインの抜粋、横断歩道橋への表示についての技術基準を掲載しています。ここでは全て読み上げませんが、詳細については後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>以上が報告第 3 号、「群馬県歩道橋ネーミングライツスポンサー募集への対応について」となります。よろしくお願い致します。</p>
増山議長	<p>只今、報告第 3 号について事務局より説明がありました。只今の説明に関しまして、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
若林委員	<p>景観にかかるものですからね。仕組みとしては、規制できるのは良いことだと思いますけどね。</p>
松浪委員	<p>こちらの資料を拝見しますと、申し込み期間が過ぎています。これは来年以降も、県の方では、こういう企画をするのでしょうか。</p>
事務局 (久保係長)	<p>今回の歩道橋というのが、群馬県 85 ヶ所ありまして、これに手を挙げた企業さんというのが、私どもが把握してるのは 3 ヶ所ですね。</p> <p>ですので、行政も財政難という中で、こういった維持管理費の捻出ということで始めたものですから、この辺の効果をまた検証して、来年度以降継続するかどうかというのは、また県の方で判断するのかなと思います。</p>
松浪委員	<p>すいません。報告を見たときに、太田市でもこういうのを始めるのかなと思ったので。そういうのではなくて、今回は県のものに対しての報告ですね。はい、承知しました。ありがとうございます。</p>
山本委員	<p>ちょっと基本的なことなんですけど、これ県の所有物に対して、県が契約をしますよと、お金は県ですよ。あとは看板の表示について、市としてこういう基準を設けたので、それを守ってもらいます。ただそれについて条例等は作りませんよと、変えませんか、という形でよろしいですか。</p>
事務局 (糸井)	<p>はいそうです。</p>
柳澤委員	<p>これは県にまず申請が行ってそのあと、市の方に行って、これで市の内容に合っていますかって確認するということですか。</p>

事務局 (糸井)	そうですね流れとしては、県が行っている募集に対して申し込み書が県にきて、経営状態ですとか、社会的健全性の判定というのを、県の方でされます。工事計画書というものが、応募した企業から県に出されて、そのあと警察ですとか我々市町村の屋外広告物の担当部署による確認が行われて、必要であれば計画の補正が入って、最後に県が持っている選定委員会というのを開催して、それで内定された場合に、契約締結となる流れと聞いてます。
鈴木委員	ということは、ここは、それを受けて追認っていう形なんですかね。
増山議長	ということですよ。最後の最後ですよ。
鈴木委員	ここで、どうしてもこれはならぬとかっていう意見はないですから追認っていう形の理解でよろしいですかね。
事務局 (糸井)	そうですね。一度デザインが出てきたときに、少しSUBARUさんの文字が大きかったりとか、やはり広告的な、デザインだったんですよ。そこでちょっと周りの市町村の意見を聞いて、修正をかけたのが今のデザインです。
増山議長	調整があったわけですね。 他にはいかがでしょうか。 他にご意見もないようですので、お諮りいたします。報告第3号について、承認することにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
増山議長	「異議なし」と認めます。よって、報告第3号については、承認されました。 以上をもちまして、審議を終了し議長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局 (久保係長)	増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。また、委員の皆様にも、熱意のある議論をしていただきまして大変ありがとうございました。 (6 その他) 日程「第6 その他」につきまして、委員の皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。 (8 閉 会) ないようですので、それでは、以上をもちまして、第22回太田市景観審議会の全日程を終了させていただきます。 なお、今年度の景観賞表彰式については、令和4年1月29日土曜日、休泊行政センター多目的ホールで開催を予定しています。講演会は第9回太田市景観賞大賞の中村政久氏に講師をお願いしております。詳細が決まりましたら改めてご案内いたしますので、よろしくお願い申し上げます。 この後、表彰等評価部会の委員におかれましては、午後3時25分から、表彰等評価部会を開催させていただきます。それまで休憩とさせていただきますので、3時25分にはこの会場にお戻りいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 そのほかの委員におかれましては、散会とさせていただきますので、お気をつけてお帰りください。 本日はどうもありがとうございました。

